

関市自治会コミュニティ活動奨励金交付対象事業の具体例

1. 美化、清掃等の区域内の環境整備事業に関する費用（材料・道具・飲物代等）

- 例
- ・地域で行う花植え運動
 - ・河川及び側溝清掃
 - ・草引き、集会場等の清掃活動、自治会管理の草刈機の購入
 - ・ごみステーションの修理

2. スポーツ及び文化活動、健康づくり等の生涯学習の推進事業に関する費用（用具・備品・参加費用・会場使用料・飲物代等）

- 例
- ・自治会対抗等のスポーツ行事への参加
 - ・地域単位のグラウンドゴルフ、ボーリング大会等の開催
 - ・地域単位の運動会及びスポーツ行事への参加
 - ・地域単位の文化祭の開催
 - ・地域単位の講演会及び研修会の開催
 - ・料理講習会の開催

※敬老会に関する費用は、別の補助金制度があるため原則として除外します。

ただし、自治会からの持ち出し分がある場合は、その限りではありません。

3. 交通安全及び地域防災のための事業に関する費用（消耗品・備品等）

- 例
- ・交通安全街頭指導
 - ・交通安全看板の設置
 - ・地域内危険箇所の点検及び改善
 - ・地域防災訓練の実施
 - ・防犯灯電気料、整備や地域防災施設等の点検及び巡回活動
 - ・防災用品の点検、消火器の詰め替え

4. 地域住民のふれあいやコミュニティの促進のための事業に関する費用（備品・事務用品・弁当・会食費・飲物代等）

- 例
- ・総会、役員会、親睦会及び親睦旅行の開催
 - ・まつりの開催、あんどんみこしづくり
 - ・子供会、婦人会、老人会、消火隊等の活動
 - ・盆踊り大会、バーベキュー大会の開催
 - ・三世代ふれあいの会の開催
 - ・ラジオ体操の開催
 - ・地区掲示板の修繕、設置

※神社仏閣等への祭礼供物関係や修繕代等の支出金は対象外となります。

5. 市行政への協力事業に関する費用等（配布手当・備品等）

- 例
- ・広報せき配布、回覧板の購入

6. その他公益上必要と認められる事業に関する費用

- 例
- ・市広報配布等
 - ・回覧板の購入

7. 感染症対策に関する費用

- 例
- ・マスク、手洗用石鹸、消毒液、非接触型体温計の購入

8. 赤い羽根共同募金、緑化募金、社協会費、日本赤十字寄付金、日赤社資、交通安全協会費などの本来は世帯に個々に協力をお願いすべき支出であるものを、自治会費であらかじめまとめて徴収し、該当団体に支払いをしているものについては、コミュニティ活動には含めないでください。

9. 消防団への協力金（活動補助金）については、対象となりません。

10. 商品券、ビール券などの換金できるものについては、対象となりません。（敬老会事業は除く）